

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………一
- ………（都市整備局市街地整備部再開発課）……………一
- 建築基準法による一定の一団の土地の区域……………一
- ………（都市整備局市街地建築部建築指導課）……………一
- 都営住宅の使用料の変更……………二
- ………（都市整備局都営住宅経営部経営企画課）……………二
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………四
- ………（同）……………四
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………五
- ………（同）……………五
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………六
- ………（同）……………六
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………六
- ………（同）……………六
- 建築基準法による道路位置の指定……………六
- ………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……………六
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………六
- ………（同）……………六
- 建築基準法による一団地の区域……………六
- ………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）……………六
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………七
- ………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………七
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………九
- ………（同）……………九

規程（交）

- 平成二十九年におけるさんご漁業の許可等の申請期間等……………一
- ………（産業労働局農林水産部水産課）……………一
- 平成二十九年における底魚一本釣り漁業の許可等の申請期間等……………二
- ………（同）……………二
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更……………二
- ………（建設局公園緑地部公園課）……………二
- 港湾施設の供用中止……………三
- ………（港湾局港湾経営部経営課）……………三
- 港湾施設の変更……………三
- ………（同）……………三
- 東京都交通局ポイントサービス規程の一部を改正する規程……………三
- ………（同）……………三

告示（交）

- 昭和四十年交通局告示第十四号（東京都交通事業の料金徴収事務の委任）の一部改正……………三
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………三
- ………（生活文化局都民生活部管理法人課）……………三
- 都市計画の図書の縦覧（二件）……………四
- ………（都市整備局都市づくり政策部都市計画課）……………四
- 開発行為に関する工事完了……………四
- ………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……………四
- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………五
- ………（環境局総務部環境政策課）……………五
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）……………六
- ………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………六
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………三
- ………（同）……………三

告示

東京都告示第二百八十四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき府中駅南口第一地区市街地再開発

組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

府中駅南口第一地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十三年五月二十六日から平成三十年九月三十日まで

三 施行地区

府中市宮町一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

府中市寿町一丁目五番地の一

五 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十三年五月二十六日

平成二十九年二月二十八日

東京都告示第二百八十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

港区芝浦三丁目百十八番二、同番八、平成二十九年二

同番九及び百十九番の一部
 二 認定計画書の縦覧場所
 東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第二百八十六号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、平成二十九年三月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え158,000円以下の者に適用される使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、月額/戸)
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(1号棟)	港区芝5-18	34.3	1	33,600	69,600
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート(1号棟)	港区港南4-5	42.2	1	39,700	76,700
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(5号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,200	61,800
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(30号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,000	73,600
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	2	29,500	46,300
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(2号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	1	29,500	46,300
一般都営	高層耐火	本郷一丁目アパート(15号棟)	文京区本郷1-35	37.3	1	33,200	59,800
一般都営	中層耐火	文花一丁目アパート(17号棟)	墨田区文花1-30	50.6	1	36,400	59,400
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(9号棟)	墨田区堤通2-6	59.7	1	43,800	64,700
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(4号棟)	墨田区堤通2-4	59.7	1	44,000	65,900
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(1号棟)	墨田区立花6-8	55.9	1	40,600	72,200
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート(5号棟)	江東区亀戸7-55	33.4	1	26,600	37,000
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート(8号棟)	江東区亀戸7-57	34.3	1	27,900	44,600
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート(12号棟)	江東区亀戸7-57	42.2	1	34,700	47,100
一般都営	中層耐火	亀戸六丁目アパート(1号棟)	江東区亀戸6-54	32.6	1	25,600	35,000
一般都営	高層耐火	辰巳一丁目アパート(9号棟)	江東区辰巳1-2	38.4	1	30,400	46,700
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(12号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,400
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート(2号棟)	江東区東陽3-22	34.4	1	28,200	35,000
一般都営	中層耐火	大島八丁目第2アパート(9号棟)	江東区大島8-21	48.1	1	40,200	69,100
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート(4号棟)	江東区東雲2-4	51.2	2	42,500	74,500
一般都営	高層耐火	扇橋三丁目アパート(13号棟)	江東区扇橋3-20	55.9	1	47,100	68,200
一般都営	高層耐火	豊洲五丁目アパート(5号棟)	江東区豊洲5-3	61.5	1	54,300	108,200
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート(11号棟)	品川区東品川3-32	37.9	1	33,000	46,500
一般都営	中層耐火	大森西三丁目第6アパート(27号棟)	大田区大森西3-1	55.9	1	47,500	88,000
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(16号棟)	大田区矢口2-21	36.5	1	29,400	38,300
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(16号棟)	大田区矢口2-21	36.5	1	28,900	38,300
一般都営	高層耐火	東糺谷六丁目アパート(1号棟)	大田区東糺谷6-9	42.2	1	33,700	47,600
一般都営	高層耐火	東糺谷六丁目アパート(2号棟)	大田区東糺谷6-9	37.3	1	29,800	43,600
一般都営	高層耐火	西糺谷二丁目アパート(2号棟)	大田区西糺谷2-23	42.2	1	34,300	60,000
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(2号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	2	32,400	77,000
一般都営	中層耐火	下井草二丁目第2アパート(24号棟)	杉並区下井草2-8	51.0	1	39,300	76,400
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート(19号棟)	杉並区堀の内3-49	37.9	1	28,100	43,300
一般都営	中層耐火	高井戸東一丁目アパート(1号棟)	杉並区高井戸東1-13	39.0	1	28,800	63,300

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート (4号棟)	豊島区駒込2-2	51.2	2	43,700	71,700
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート (8号棟)	北区浮間1-14	59.6	1	49,300	91,600
一般都営	中層耐火	浮間二丁目アパート (3号棟)	北区浮間2-26	59.6	1	48,800	89,100
一般都営	高層耐火	王子本町アパート (16号棟)	北区王子本町3-4	37.3	1	29,500	53,400
一般都営	中層耐火	上十条アパート (1号棟)	北区上十条1-5	31.9	1	24,000	42,000
一般都営	中層耐火	前野町六丁目第2アパート (3号棟)	板橋区前野町6-51	55.9	1	43,200	77,800
一般都営	中層耐火	蓮根三丁目第2アパート (2号棟)	板橋区蓮根3-6	48.1	1	37,800	71,400
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート (1号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	2	39,400	70,900
一般都営	中層耐火	練馬春日町五丁目第2アパート (4号棟)	練馬区春日町5-20	51.0	1	39,800	70,600
一般都営	中層耐火	練馬春日町五丁目アパート (3号棟)	練馬区春日町5-28	51.0	1	39,100	69,200
一般都営	中層耐火	練馬北町八丁目アパート (3号棟)	練馬区北町8-31	48.1	1	37,800	70,400
一般都営	中層耐火	練馬関町一丁目第2アパート (2号棟)	練馬区関町南2-12	55.9	1	44,100	86,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート (27号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,800	44,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート (29号棟)	練馬区石神井町1-1	32.6	1	23,800	44,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート (23号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,800	44,900
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート (5-5-5号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,300	101,500
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート (3号棟)	足立区中央本町5-17	55.9	1	41,100	72,100
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート (13号棟)	足立区西保木間3-12	42.3	1	30,100	42,000
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート (3号棟)	足立区六月2-26	55.9	1	41,200	70,000
一般都営	中層耐火	島根四丁目アパート (5号棟)	足立区島根4-20	59.6	1	44,000	74,500
一般都営	高層耐火	梅田三丁目アパート (23号棟)	足立区梅田3-2	51.2	1	37,500	64,900
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート (20号棟)	足立区弘道2-13	55.9	1	41,200	72,200
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート (6号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,500	33,400
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート (12号棟)	足立区東保木間1-5	37.3	1	25,400	40,400
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート (13号棟)	足立区竹の塚7-16	33.4	1	23,000	38,000
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート (1号棟)	足立区西保木間4-1	37.3	1	25,600	42,500
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート (2号棟)	足立区江北7-12	35.7	1	24,400	38,100
一般都営	中層耐火	谷在家アパート (1号棟)	足立区谷在家3-22	37.7	1	25,600	38,400
一般都営	中層耐火	伊興町アパート (1号棟)	足立区伊興1-7	33.4	1	23,200	39,200
一般都営	中層耐火	伊興町アパート (4号棟)	足立区伊興1-8	36.4	1	25,300	42,700
一般都営	高層耐火	千住元町アパート (4号棟)	足立区千住元町34	33.6	2	23,300	31,500
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート (4号棟)	足立区辰沼1-2	35.7	1	24,500	38,500
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート (2号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,400	37,900

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート (3号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	27,700	41,300
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート (7号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,400	37,900
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート (12号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,400	37,900
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート (13号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,500	44,400
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート (14号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,500	44,400
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート (5号棟)	足立区花畑8-4	38.3	1	26,100	38,400
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート (7号棟)	足立区花畑8-4	38.3	1	26,100	38,400
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート (11号棟)	足立区花畑8-4	42.0	1	28,400	43,500
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート (18号棟)	足立区花畑8-5	38.3	1	26,100	38,400
一般都営	中層耐火	花畑第5アパート (2号棟)	足立区花畑2-11	39.0	1	26,700	42,800
一般都営	中層耐火	舎人町アパート (9号棟)	足立区舎人6-10	42.3	1	29,800	39,900
一般都営	中層耐火	舎人町アパート (13号棟)	足立区舎人6-13	51.0	1	35,900	48,100
一般都営	高層耐火	青井五丁目アパート (46号棟)	足立区青井5-12	55.9	1	41,500	76,600
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート (5号棟)	足立区六木3-39	55.9	1	40,200	68,900
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート (1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	68,600
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート (3号棟)	葛飾区西水元5-4	59.6	2	43,600	73,000
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート (6号棟)	葛飾区西水元5-9	59.6	2	43,600	73,000
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート (2号棟)	江戸川区西瑞江4-24	32.6	1	23,500	34,700
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート (7号棟)	江戸川区西瑞江4-24	32.6	1	23,500	34,700
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート (6号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	1	25,500	43,500
一般都営	中層耐火	八王子南大谷アパート (5号棟)	八王子市大谷町45	36.4	1	17,800	34,700
一般都営	中層耐火	八王子南大谷アパート (7号棟)	八王子市大谷町45	39.0	1	19,000	37,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地 (16-2号棟)	八王子市鹿島16	51.1	1	26,300	42,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地 (9-3号棟)	八王子市松が谷9	62.1	1	35,900	71,900
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート (55号棟)	立川市富士見町6-55	52.4	1	28,700	53,700
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート (57号棟)	立川市富士見町6-57	42.3	1	23,500	43,300
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート (59号棟)	立川市富士見町6-59	42.3	1	23,500	43,300
一般都営	中層耐火	下連雀七丁目第2アパート (3号棟)	三鷹市下連雀7-15	48.1	1	36,100	75,400
一般都営	中層耐火	三鷹大沢四丁目アパート (2号棟)	三鷹市大沢4-21	63.2	1	47,100	92,700
一般都営	中層耐火	紅葉丘一丁目アパート (2号棟)	府中市紅葉丘1-32	62.1	1	39,100	87,900
一般都営	中層耐火	府中新町二丁目第2アパート (2号棟)	府中市新町2-57	62.1	1	38,700	88,700
一般都営	中層耐火	昭島東町二丁目アパート (3号棟)	昭島市東町1-15	51.0	1	26,900	57,500
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (1号棟)	調布市国領町3-8	53.5	2	29,900	65,200

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	調布くすのぎアパート(6号棟)		調布市国領町8-1	53.5	1	32,000	77,800
一般都営	高層耐火	調布くすのぎアパート(7号棟)		調布市国領町8-1	51.2	1	30,600	74,500
一般都営	中層耐火	調布富士見町四丁目アパート(2号棟)		調布市富士見町4-14	62.1	1	37,900	88,000
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート(4号棟)		調布市染地1-1	60.2	1	36,700	86,000
一般都営	中層耐火	金森第3アパート(7号棟)		町田市金森7-19	60.2	1	34,600	67,100
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート(6号棟)		町田市木曾西1-33	36.4	1	17,700	35,100
一般都営	高層耐火	成瀬アパート(5号棟)		町田市成瀬7-10	55.9	1	31,600	65,800
一般都営	高層耐火	森野二丁目アパート(4号棟)		町田市森野2-2	55.9	1	32,600	75,200
一般都営	中層耐火	忠生四丁目アパート(2号棟)		町田市忠生4-12	55.9	1	30,500	57,500
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(7号棟)		町田市相原町3190	55.9	1	29,900	59,200
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(10号棟)		町田市相原町3190	55.9	1	30,400	60,300
一般都営	中層耐火	小金井東町二丁目アパート(1号棟)		小金井市東町2-4	58.1	1	36,900	86,400
一般都営	中層耐火	日野平山アパート(3号棟)		日野市平山4-20	37.3	2	16,800	33,100
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート(4号棟)		西東京市北原町2-12	62.1	1	39,000	86,900
一般都営	中層耐火	田無向台町三丁目アパート(1号棟)		西東京市向台町3-10	51.0	1	29,800	65,200
一般都営	中層耐火	田無向台三丁目第2アパート(30号棟)		西東京市向台町3-1	55.9	1	33,200	71,900
一般都営	中層耐火	狛江アパート(10号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	44,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(13号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	44,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(18号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,100	44,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(33号棟)		狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,500
一般都営	中層耐火	狛江アパート(42号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,600	47,300
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(13号棟)		清瀬市竹丘1-5	55.9	1	32,000	62,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-3号棟)		多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,200	35,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(4-1-3号棟)		多摩市愛宕4-1	40.1	1	19,200	35,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(4-1-4号棟)		多摩市愛宕4-1	40.1	1	19,200	35,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン豊ヶ丘団地(6-1-3号棟)		多摩市豊ヶ丘6-1	51.1	1	25,800	38,800

●東京都告示第二百八十七号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三
条第二項並びに第十二条第一項及び第三項の規定に基づ
き、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使
用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、
同条例第三条第三項の規定により告示する。

平成二十九年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

名 称	位 置	構造及び規模	戸 数	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)	近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)
桐ヶ丘赤羽北アパート (59号棟)	北区赤羽北三丁目十六番	高層耐火 三四・六平方メートル	一三八戸	三一、六〇〇円	五八、九〇〇円
同右	同右	同右 四七・二平方メートル	一三戸	四三、一〇〇円	八〇、六〇〇円
同右	同右	同右 四七・四平方メートル	八戸	四三、三〇〇円	同右
同右	同右	同右	一〇〇戸	同右	八〇、八〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	九戸	四三、六〇〇円	八一、六〇〇円
同右	同右	同右 五七・一平方メートル	六四戸	五二、一〇〇円	九七、三〇〇円
竹の塚六丁目アパート (3号棟)	足立区竹の塚六丁目十八番	同右 三四・六平方メートル	六二戸	二九、二〇〇円	六〇、八〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三四、一〇〇円	七一、〇〇〇円
同右	同右	同右 四七・四平方メートル	九戸	四〇、〇〇〇円	八三、三〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	同右	四〇、三〇〇円	八四、二〇〇円
同右	同右	同右 五七・一平方メートル	同右	四八、二〇〇円	一〇〇、四〇〇円

●東京都告示第二百八十八号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三
 条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都
 営改良住宅の使用料を、同条例第三条第二項及び第七十
 一条において準用する同条例第五十六条第一項第三号の規
 定に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、平
 成二十九年三月一日から実施するので、同条例第三条第三
 項の規定により告示する。

平成二十九年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	高層耐火	西大久保アパート(5号棟)	新宿区大久保3-9	43.9	1	37,800
改良	高層耐火	立花一丁目アパート(6号棟)	墨田区立花1-27	40.6	2	28,800
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート(14号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,400
改良	中層耐火	萩中三丁目アパート(1号棟)	大田区萩中3-27	48.1	1	40,600
改良	中層耐火	阿佐ヶ谷北三丁目アパート(26号棟)	杉並区阿佐谷北3-33	35.1	1	25,900
改良	中層耐火	第4板橋富士見町アパート(17号棟)	板橋区富士見町24	48.1	1	37,600
改良	中層耐火	西保木間三丁目アパート(4号棟)	足立区西保木間3-2	33.4	1	22,900
改良	中層耐火	六月二丁目第2アパート(6号棟)	足立区六月2-29	48.1	1	35,400
再開発	高層耐火	小松川アパート(2号棟)	江戸川区小松川2-1	59.8	1	47,800

●東京都告示第百八十九号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

平成二十九年二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

名 称 位 置 区画数

久我山一丁目第2アパート 杉並区久我山一丁目 一六区画
1ト駐車場 八番

竹の塚六丁目アパート 足立区竹の塚六丁目 五五区画
駐車場 二十番ほか

●東京都告示第百九十号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

平成二十九年二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

名 称 位 置 区画数

鹿浜二丁目アパートト駐 足立区鹿浜二丁目三 二二区画
車場 十八番ほか

●東京都告示第百九十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年二月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類 指定年月日 指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路 平成二十九年一月二十一日 稲城市大字押立字稲荷島千七百七十七番口の四の一部 延長 七・九九 幅員 四・〇〇

●東京都告示第百九十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年二月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類 変更年月日 変更に係る道路の位置 変更に係る道路の面積(単平方メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路 平成二十九年一月二十五日 西東京市北原町一丁目二千七百三十九番の三の一部 廃止面積 一一・六五

●東京都告示第百九十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条

の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年二月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

平成二十九年二月二十六日

- 武蔵村山市緑が丘千四百六十番一、同番五から同番八まで、千四百八十五番一、同番四から同番九まで、千五百九十九番二、同番四、千六百十番、同番二から同番五まで、千六百十九番一、同番五から同番七まで、千六百三十八番、千六百六十六番、千六百七十五番一、同番三、同番四、千六百七十九番一、千六百九十一番、千六百九十三番一、同番七から同番十一まで、千七百三十二番一、同番三から同番十五まで、千七百五十七番六、千七百九十三番、千八百五十八番三、千八百五十九番一、同番三、千九百十三番四、同番八から同番十一まで、千九百十九番、同番二から同番五まで、千九百七十七番、同番二、同番三、千九百八十七番一、同番三、千九百九十三番一、同番八、二千番一、同番五及び同番六

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課（立川市錦町四丁目六番三号）

●東京都告示第二百九十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されおればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

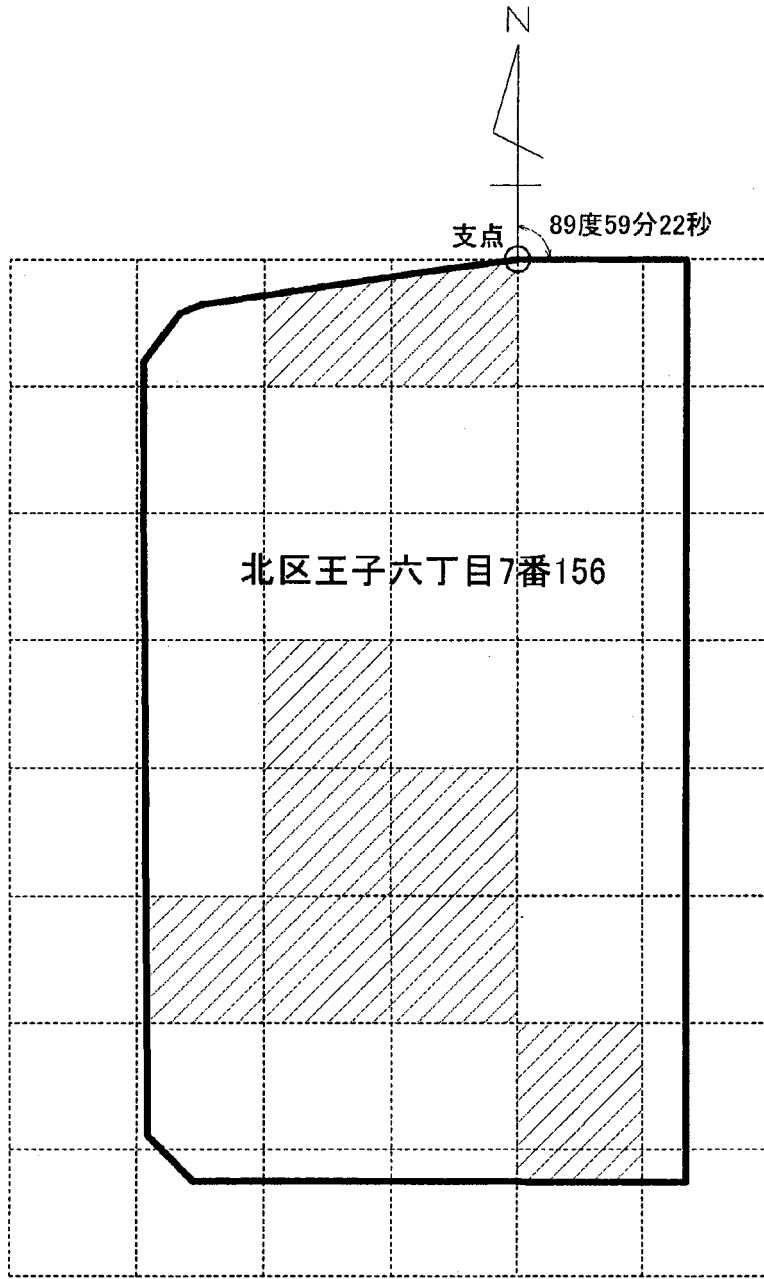
平成二十九年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（北区王子六丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【凡例】
 ----- : 単位区画
 □ : 調査対象地
 ▨ : 形質変更時要届出区域

【支点】
 支点は、北区王子六丁目7番156の最北端とする。

【格子の回転角度 89度59分22秒】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百九十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

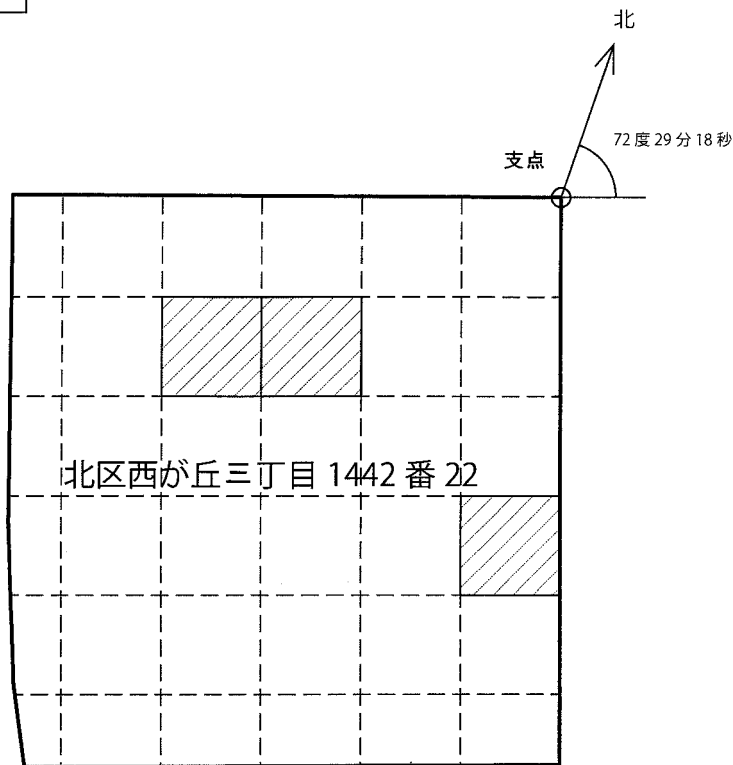
平成二十九年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

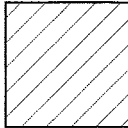
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（北区西が丘三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



凡 例

- 敷地境界及び筆境界
- - - 単位区画
-  形質変更時
要届出区域

支 点

支点は北区西が丘三丁目 1442 番 22 の最北端とする。

格子の回転角度

72 度 29 分 18 秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百九十六号

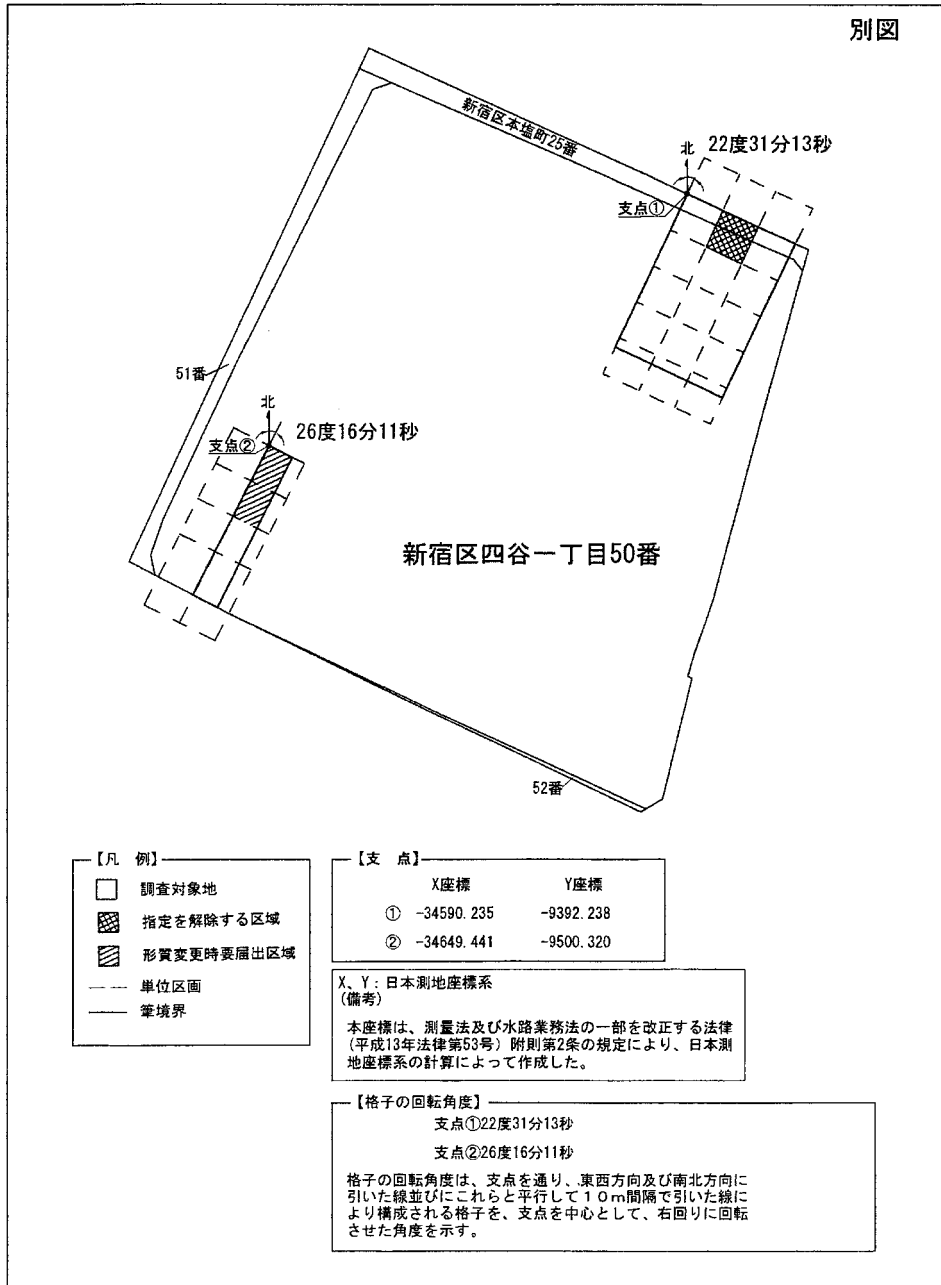
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千三百七十四号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（新宿区本塩町地内及び同区四谷一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第二百九十七号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、平成二十九年におけるさんご漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成二十九年三月三日から同月十五日まで
- 二 許可又は起業の認可をする数の最高限度
二十七隻

●東京都告示第二百九十八号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、平成二十九年における底魚一本釣り漁業(小笠原海域におけるものに限る。)の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十九年三月一日から同月十三日まで
二 許可又は起業の認可をする数の最高限度
七十隻

●東京都告示第二百九十九号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）
第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及
び面積を次のとおり変更する。

平成二十九年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

公園名 変更内容 変更年月日

東京都立狭山・境緑道 別図(1)のとおり 平成二十九年三月一日


東京都立玉川上水緑道 別図(2)のとおり 同日

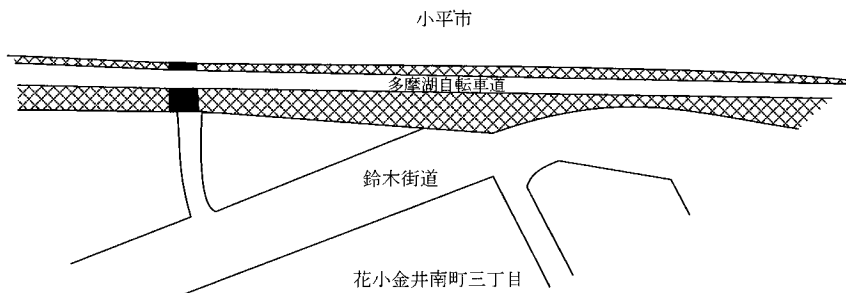
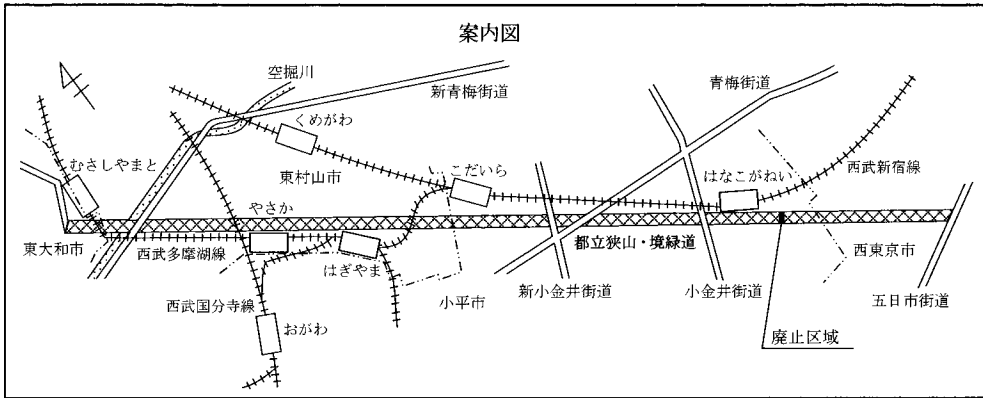
東京都立善福寺川緑地 別図(3)のとおり 平成二十九年三月十五日

別図 (1)

東京都立狭山・境緑道 区域変更略図

変更箇所 小平市花小金井南町三丁目

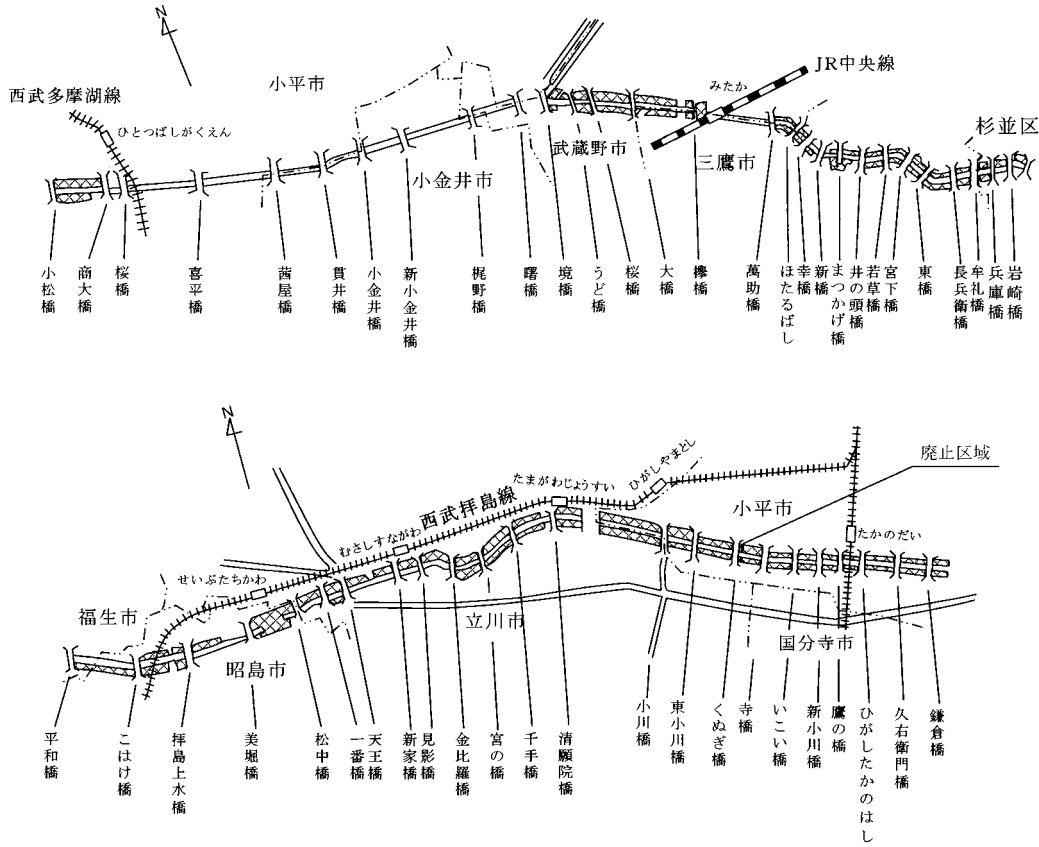
	変更前の区域	面積	八四、二三七・五五	平方メートル
	廃止区域	面積	四一・四八	平方メートル
	変更後の面積	面積	八四、一九六・〇七	平方メートル



別図(2)

東京都立玉川上水緑道 区域変更略図

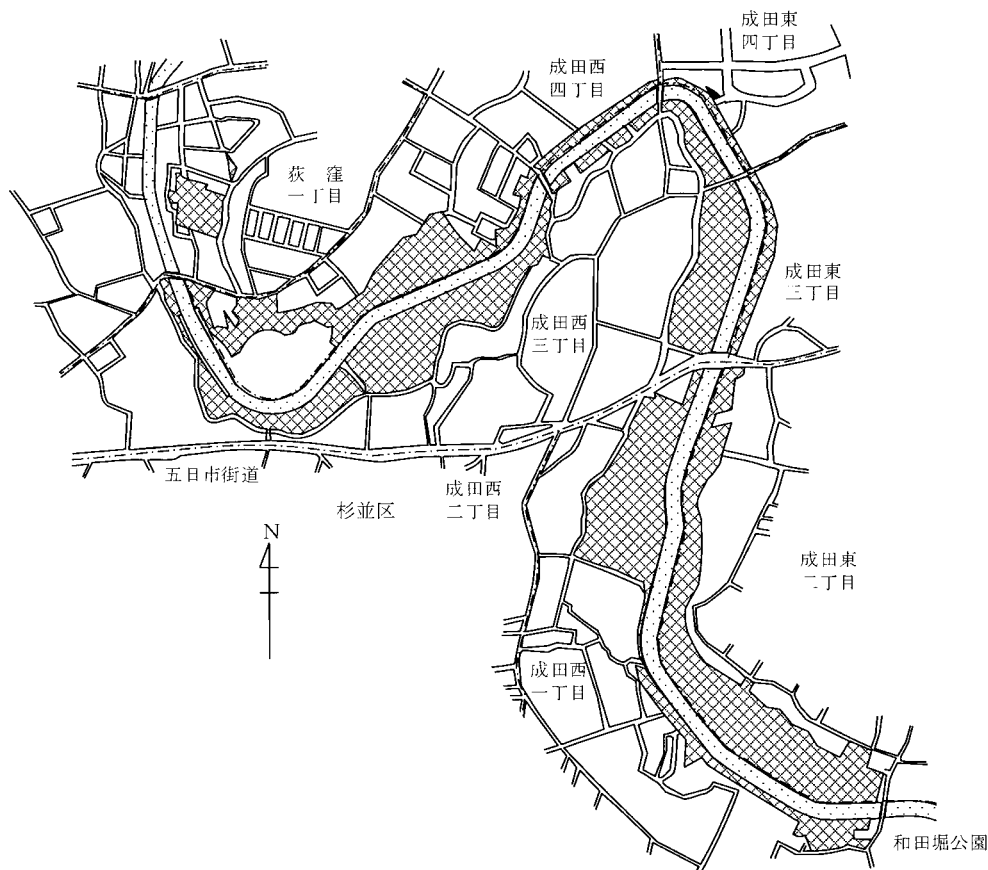
変更箇所 小平市小川町一丁目及び上水新町一丁目



別図(3)

東京都立善福寺川緑地 区域変更略図

変更箇所 杉並区成田東四丁目



●東京都告示第三百号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設の供用を中止する。
平成二十九年二月二十八日

種類	名称	規模	所在地	期間
物揚場	月島ふ頭	二九〇・〇〇メートル	中央区勝どき五丁目	平成二十九年三月一日から同月三十一日まで
物揚場	頭物揚場F〇	ち二二〇・〇〇メートル	目	三十一日まで
物揚場	パース	〇メートル		

●東京都告示第三百一号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。
平成二十九年二月二十八日

種類	名称	変更前規模	変更後規模	所在地	変更年月日
港灣施設用地	大井ふ頭	四七〇・〇〇平方メートル	四七一・〇〇平方メートル	大田区東海四丁目、同区東海五丁目、同区東海六丁目、同区東海六丁目、同区東海六丁目、同区東海六丁目	平成二十九年三月一日
港灣施設用地	一地区	一六平方メートル	〇九平方メートル	品川区八潮一丁目及び同区八潮二丁目	
港灣施設用地	港灣施設用地	〇九平方メートル	〇九平方メートル	品川区八潮一丁目及び同区八潮二丁目	

規程(交)

●交通局規程第二号

東京都交通局ポイントサービス規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成二十九年二月二十八日

東京都交通局局長 山手 齊
改正する規程
東京都交通局ポイントサービス規程の一部を改正する規程

東京都交通局ポイントサービス規程(平成二十三年交通局規程第二十五号)の一部を次のように改正する。
第三条中「ポイントチャージ機」を「ポイントチャージ取扱機」に改める。

附則

この規程は、平成二十九年三月一日から施行する。

告示(交)

●交通局告示第一号

昭和四十年交通局告示第十四号(東京都交通事業の料金徴収事務の委任)の一部を次のように改正し、平成二十九年三月一日から実施する。
平成二十九年二月二十八日

東京都交通局長 山手 齊

表東京空港交通株式会社の項の次に次のように加える。

株式会社	新宿区戸塚町一丁目	一日乗車券の運賃	共通一日乗車券の運賃
リールガロ	目百四番		
イヤルホ	地十九号		
テル東京			

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。
平成二十九年二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 申請のあつた年月日

平成二十九年二月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人介護予防研究会

三 代表者の氏名

佐藤 司

四 主たる事務所の所在地

東京都北区赤羽北二丁目十三番八号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く市民を対象に、高齢者や障害者が生活機能が低下して、要介護状態になることを予防するため、リハビリテーションその他適切な保健、医療、福祉、栄養等について調査、研究、研修、サービス事業を行い、要介護状態の改善及び日常生活の自立や社会参加の実現を図り、福祉の増進に寄与することを目的とする。(以

上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十九年二月二日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人地域医療の連携を進める会
- 三 代表者の氏名
関根 眞一
- 四 主たる事務所の所在地
東京都板橋区中板橋十二番三ー六〇三号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、一般市民が治療内容の詳細を知ることが難しい、安全で安心できる歯科医院を求めていることに對し、歯科医師とそのスタッフが、「患者の安全・安心」を最重要課題として取り組んでいる歯科医院を中心に、地域ごとの歯科界の発展を目指すものである。
この法人は、主たる会員として歯科医院で働く者とはとより、患者である一般市民、歯科医院協力病院、社会福祉協議会、歯科業界関連会社、歯科大学教員、法律家、メディア業界、出版界、金融機関によるコラボレーションの団体とする。
関係各所と自由な意見交換等を行い、歯科医院の活性のために、患者の声を真摯に聞き、健全な歯科医院の情報を共有するとともに、医療業務を執行するうえで改革の必要性を感じるものは、行政を含む関連機関に提言し、市民生活、併せて、歯科医院に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十条第一項の規定により関係区市から次の都市計画の図書の送付があったので、同条第二項の規定により縦覧に供する。
平成二十九年二月二十八日

都市計画の種類	東京都知事 小 池 百合子
都市計画の決定の告示	
都市計画法の種別	都市計画の決定の告示
東京都市計画地区計画	平成二十八年十月三日港区告示第五百五十九号
十条駅周辺西地区地区計画	
東京都市計画地区計画	平成二十八年十月三日練馬区告示第五百二二号
補助二百三十号線大泉町三丁目地区地区計画	
武蔵野都市計画地区計画	平成二十八年八月十六日武蔵野市告示第百四十九号
境浄水場地区地区計画	
縦覧場所	東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により関係区市から次の都市計画の図書の送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十九年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子
都市計画の変更の告示
東京都市計画地区冷暖房施設 十六号

都市計画の種類	東京都知事 小 池 百合子
都市計画の変更の告示	
東京都市計画地区冷暖房施設	平成二十八年九月二日港区告示第二百六十六号
虎ノ門四丁目地区地域冷暖房施設	
東京都市計画高度地区	平成二十八年十月三日港区告示第二百九十三号
東京都市計画高度地区	平成二十八年十月三日品川区告示第四百十三号
東京都市計画防火地域及び準防火地域	平成二十八年十月三日品川区告示第四百十四号
東京都市計画高度地区	平成二十八年六月二十三日目黒区告示第三百四十九号
東京都市計画生産緑地地区	平成二十八年八月四日目黒区告示第四百三十七号
東京都市計画緑地	平成二十八年八月四日目黒区告示第四百三十八号
第九十二号南一丁目緑地	
東京都市計画地区計画	平成二十八年九月一日世田谷区告示第六百四号
経堂駅東地区地区計画	
東京都市計画地区計画	平成二十八年九月一日世田谷区告示第六百五号
旭小学校周辺地区地区計画	
東京都市計画地区計画	平成二十八年九月一日世田谷区告示第六百六号

<p>都営下馬アパ 1ト周辺地区 地区計画 平成二十八 年九月一日 世田谷区告 示第六百七 号</p>	<p>東京都市計画沿 道地区計画 平成二十八 年九月一日 世田谷区告 示第六百八 号</p>	<p>世田谷区環状 八号線北沢 五丁目地区沿 道地区計画 平成二十八 年九月一日 世田谷区告 示第六百九 号</p>	<p>東京都市計画沿 道地区計画 平成二十八 年九月一日 世田谷区告 示第六百十 号</p>	<p>世田谷区環状 八号線千歳台 ・船橋地区沿 道地区計画 平成二十八 年九月一日 世田谷区告 示第六百十 一號</p>	<p>世田谷区環状 八号線砦・桜 丘地区沿道地 区計画 平成二十八 年九月一日 世田谷区告 示第六百十 二號</p>	<p>東京都市計画沿 道地区計画 平成二十八 年九月一日 世田谷区告 示第六百十 三號</p>	<p>世田谷区環状 八号線瀨田・ 上野毛・野毛 地区沿道地区 計画 平成二十八 年九月一日 世田谷区告 示第六百十 四號</p>	<p>東京都市計画沿 道地区計画 平成二十八 年九月一日 世田谷区告 示第六百十 五號</p>	<p>世田谷区環状 八号線東玉川 地区沿道地区 計画 平成二十八 年九月一日 世田谷区告 示第六百十 六號</p>	<p>東京都市計画沿 道地区計画 平成二十八 年九月一日 世田谷区告 示第六百十 七號</p>	<p>東京都市計画沿 道地区計画 平成二十八 年九月一日 世田谷区告 示第六百十 八號</p>
<p>世田谷区環状 八号線瀨田・ 玉川台地区沿 道地区計画 平成二十八 年九月一日 世田谷区告 示第六百十 九號</p>	<p>東京都市計画沿 道地区計画 平成二十八 年九月一日 世田谷区告 示第六百十 九號</p>	<p>世田谷区環状 八号線野毛・ 等々力・中町 地区沿道地区 計画 平成二十八 年九月一日 世田谷区告 示第六百十 九號</p>	<p>東京都市計画沿 道地区計画 平成二十八 年九月一日 世田谷区告 示第六百十 九號</p>	<p>世田谷区環状 八号線玉川田 園調布地区沿 道地区計画 平成二十八 年九月一日 世田谷区告 示第六百十 九號</p>	<p>東京都市計画沿 道地区計画 平成二十八 年九月一日 世田谷区告 示第六百十 九號</p>	<p>東京都市計画沿 道地区計画 平成二十八 年九月一日 世田谷区告 示第六百十 九號</p>	<p>東京都市計画沿 道地区計画 平成二十八 年九月一日 世田谷区告 示第六百十 九號</p>	<p>東京都市計画沿 道地区計画 平成二十八 年九月一日 世田谷区告 示第六百十 九號</p>	<p>東京都市計画沿 道地区計画 平成二十八 年九月一日 世田谷区告 示第六百十 九號</p>	<p>東京都市計画沿 道地区計画 平成二十八 年九月一日 世田谷区告 示第六百十 九號</p>	<p>東京都市計画沿 道地区計画 平成二十八 年九月一日 世田谷区告 示第六百十 九號</p>
<p>北第二・二・ 四十二号滝野 川三丁目公園 平成二十八 年十月三日 北区告示第 五百六十号</p>	<p>東京都市計画防 火地域及び準防 火地域 平成二十八 年十月三日 北区告示第 五百六十号</p>	<p>東京都市計画高 度地区 平成二十八 年十月三日 北区告示第 五百六十号</p>	<p>東京都市計画地 区計画 平成二十八 年九月十五 日荒川区告 示第三百七 号</p>	<p>日暮里駅前周 辺地区地区計 画 平成二十八 年九月十五 日荒川区告 示第三百七 号</p>	<p>東京都市計画地 区計画 平成二十八 年九月十五 日荒川区告 示第三百七 号</p>	<p>三河島駅前南 地区地区計画 平成二十八 年九月十五 日荒川区告 示第三百七 号</p>	<p>東京都市計画地 区計画 平成二十八 年九月十五 日荒川区告 示第三百七 号</p>	<p>南千住一・荒 川一丁目地区 地区計画 平成二十八 年九月十五 日荒川区告 示第三百七 号</p>	<p>東京都市計画地 区計画 平成二十八 年九月十五 日荒川区告 示第三百七 号</p>	<p>荒川五・六丁 目地区地区計 画 平成二十八 年九月十五 日荒川区告 示第三百七 号</p>	<p>東京都市計画地 区計画 平成二十八 年九月十五 日荒川区告 示第三百七 号</p>

町屋二・三・四丁目地区区計画 東京都市計画地区計画 平成二十八年九月十五日荒川区告示第三百十三号	尾久中央地区地区計画 東京都市計画高度地区 平成二十八年十月三日練馬区告示第五百三号	東京都市計画防火地域及び準防火地域 平成二十八年十月三日練馬区告示第五百四号	東京都市計画地区計画 平成二十八年七月十一日足立区告示第二百八十二号	舎人四丁目地区地区計画 東京都市計画地区計画 平成二十八年七月十一日足立区告示第二百八十三号	竹ノ塚駅西口地区地区計画 東京都市計画地区計画 平成二十八年七月十一日足立区告示第二百八十四号	高野地区地区計画 東京都市計画地区計画 平成二十八年七月十一日足立区告示第二百八十五号	花畑北部地区地区計画 東京都市計画地区計画 平成二十八年七月十一日足立区告示第二百八十六号	新田地区地区計画 東京都市計画地区計画 平成二十八年七月十一日足立区告示第二百八十七号	六町地区地区計画 東京都市計画地区計画 平成二十八年七月十一日足立区告示第二百八十八号	上沼田南地区地区計画 東京都市計画地区計画 平成二十八年七月十一日足立区告示第二百八十九号	西新井駅西口周辺地区地区計画 東京都市計画地区計画 平成二十八年七月十一日足立区告示第二百九十号	保塚町地区地区計画 東京都市計画地区計画 平成二十八年七月十一日足立区告示第二百九十一号	中川一丁目南地区地区計画 東京都市計画地区計画 平成二十八年七月十一日足立区告示第二百九十二号	足立北部地域舎人・古千谷本町地区地区計画 東京都市計画地区計画 平成二十八年七月十一日足立区告示第二百九十三号	足立北部地域西伊興地区地区計画 東京都市計画地区計画 平成二十八年七月十一日足立区告示第二百九十四号	江北駅周辺地区地区計画 東京都市計画地区計画 平成二十八年七月十一日足立区告示第二百九十五号	東京都市計画地区計画 平成二十八年七月十一日足立区告示第二百九十五号	千住三丁目地区地区計画 東京都市計画地区計画 平成二十八年七月十一日足立区告示第二百九十六号	江北三・四丁目地区地区計画 東京都市計画地区計画 平成二十八年七月十一日足立区告示第二百九十七号	千住大橋駅周辺地区地区計画 東京都市計画地区計画 平成二十八年七月十一日足立区告示第二百九十八号	千住旭町地区地区計画 東京都市計画地区計画 平成二十八年七月十一日足立区告示第二百九十九号	花畑五丁目地区地区計画 東京都市計画地区計画 平成二十八年七月十一日足立区告示第三百号	足立一・二・三・四丁目地区防炎街区整備地区計画 東京都市計画地区計画 平成二十八年七月十一日足立区告示第三百一号	関原一丁目地区防炎街区整備地区計画 東京都市計画地区計画 平成二十八年七月十一日足立区告示第三百二号
--	--	---	---------------------------------------	--	---	---	---	---	---	---	--	--	---	---	--	--	---------------------------------------	--	--	--	---	---	--	--

<p>東京都市計画防 災街区整備地区 計画 百二二号</p>	<p>西新井駅西口 周辺地区防災 街区整備地区 計画</p>	<p>東京都市計画防 災街区整備地区 計画 百三三号</p>	<p>千住仲町地区 防災街区整備 地区計画</p>	<p>東京都市計画沿 道地区計画 百四四号</p>	<p>国道四号A地 区(日光街 道)沿道地区 計画</p>	<p>東京都市計画沿 道地区計画 百五五号</p>	<p>足立区環状七 号線B地区沿 道地区計画</p>	<p>東京都市計画沿 道地区計画 百六六号</p>	<p>足立区環状七 号線C地区沿 道地区計画</p>	<p>東京都市計画沿 道地区計画 百七七号</p>	<p>足立区環状七 号線D地区沿 道地区計画</p>	<p>東京都市計画公 平成二十八年七月十一日足立区告示第三</p>		
<p>園 百八号</p>	<p>足立第二・二 ・百五十二号 伊興五丁目公 園</p>	<p>東京都市計画地 区計画 百四十九号</p>	<p>亀有駅東地区 地区計画</p>	<p>東京都市計画地 区計画 百五十五号</p>	<p>東小岩一丁目 地区地区計画</p>	<p>東京都市計画地 区計画 百五十一号</p>	<p>さくら並木の 道沿道地区地 区計画</p>	<p>東京都市計画地 区計画 百五十二号</p>	<p>小管一丁目地 区地区計画</p>	<p>東京都市計画地 区計画 百五十三号</p>	<p>青戸六・七丁 目地区地区計 画</p>	<p>東京都市計画地 区計画 百五十四号</p>	<p>南水元一丁目 ・二丁目地区 地区計画</p>	<p>東京都市計画地 区計画 百五十五号</p>
<p>東新小岩二丁 目地区地区計 画</p>	<p>東京都市計画防 災街区整備地区 計画 百五十六号</p>	<p>四ツ木駅周辺 地区防災街区 整備地区計画</p>	<p>東京都市計画沿 道地区計画 百五十七号</p>	<p>葛飾区環状七 号線沿道地区 計画</p>	<p>東京都市計画地 区計画 百八十二号</p>	<p>船堀駅周辺地 区地区計画</p>	<p>東京都市計画地 区計画 百八十二号</p>	<p>篠崎駅付近地 区地区計画</p>	<p>東京都市計画地 区計画 百八十二号</p>	<p>瑞江駅付近地 区地区計画</p>	<p>東京都市計画地 区計画 百八十二号</p>	<p>船堀駅周辺第 二地区地区計 画</p>	<p>東京都市計画地 区計画 百八十二号</p>	

<p>江戸川一丁目地区地区計画 東京都計画地区計画 一之江三丁目南地区地区計画 東京都計画地区計画 中葛西八丁目地区地区計画 東京都計画沿道地区計画 江戸川区環状七号線沿道地区計画 東京都計画防災街区整備地区計画 松島三丁目地区防災街区整備地区計画 八王子都市計画用途地域 八王子都市計画地区計画 多摩美大西地区地区計画 立川都市計画地区計画 立川駅北口駅前地区地区計画 武蔵野都市計画</p>	<p>平成二十八年八月一日江戸川区告示第四百八十二号 平成二十八年八月一日江戸川区告示第四百八十二号 平成二十八年八月一日江戸川区告示第四百八十二号 平成二十八年八月一日江戸川区告示第四百八十二号 平成二十八年八月一日江戸川区告示第四百八十二号 平成二十八年七月二十八日八王子市告示第二百六十三号 平成二十八年七月二十八日八王子市告示第二百六十四号 平成二十八年七月一日立川市告示第九百九号 平成二十八年八月十六日武蔵野市告示第九</p>
<p>用途地域 百五十号 青梅都市計画生産緑地地区 府中市計画ごみ焼却場 二枚橋衛生組合ごみ焼却場 調布都市計画ごみ焼却場 二枚橋衛生組合ごみ焼却場 小金井都市計画ごみ焼却場 二枚橋衛生組合ごみ焼却場 国分寺都市計画地区計画 国分寺駅北口地区地区計画 福生都市計画地区計画 拜島駅南口地区地区計画 多摩都市計画地区計画 若葉台北地区地区計画 稲城長沼駅周辺地区地区計画 多摩都市計画地区</p>	<p>平成二十八年十月一日青梅市告示第一百十六号 平成二十八年八月十九日府中市告示第一百十四号 平成二十八年八月十九日調布市告示第三百八十六号 平成二十八年八月十九日小金井市告示第六百四十三号 平成二十八年八月二十三日国分寺市告示第三百九十九号 平成二十八年六月二十三日福生市告示第六百六号 平成二十八年六月十七日稲城市告示第六百十三号 平成二十八年六月十七日稲城市告示第六百十四号 平成二十八年六月十七日稲城市告示第六百十五号 平成二十八年六月十七日稲城市告示第六百十六号</p>
<p>区計画 十五号 向陽台中央地区地区計画 西東京都市計画地区計画 向台三丁目・新町三丁目地区地区計画 西東京都市計画地区計画 調布保谷線富士町六丁目周辺地区地区計画 縦覧場所 東京都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)</p>	<p>平成二十八年七月二十二日西東京市告示第一百十五号 平成二十八年七月二十二日西東京市告示第一百十六号 平成二十八年七月二十二日西東京市告示第一百十六号 平成二十九年二月二十八日 東京都多摩建築指導事務所長 金子博 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許を受けたる者の住所及び氏名 千代田区岩本町三丁目八番十六号 株式会社エスケークリッド 代表取締役 谷 宣広 小金井市東町一丁目三十五番六の二 同番百二十四、同番百二十六から同番百四十五 同番百四十八から同番百五十五 同番百五十八から同番百六十五 同番百六十八から同番百七十五 同番百七十八から同番百八十五 同番百八十八から同番百九十五 同番百九十八から同番百一〇五 同番百一〇八から同番百一十五</p>

武蔵野市吉祥寺南町四丁目二
千三百二十六番五
武蔵野市吉祥寺北町一丁目
二十九番一号
兼六土地建物株式会社
代表取締役 鍵市 恒成

東久留米市中央町一丁目千五
十五番
小平市鈴木町一丁目四百七
十五番地一
武蔵開発株式会社
代表取締役 深松 優

東村山市野口町二丁目二十四
番四
西東京市芝久保町四丁目二
十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 西野 弘

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出
について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九
十六号）第六十六条第一項の規定に基づき、（仮称）南町
田計画について、次のとおり着工の届出があったので、同
条第二項の規定により公告する。

平成二十九年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在
地

東京急行電鉄株式会社

取締役社長 野本 弘文

渋谷区南平台町五番六号

二 対象事業の名称

（仮称）南町田計画

三 工事着手の予定年月日

平成二十九年三月一日

四 工事完了の予定年月日

平成三十一年九月三十日
届出日
平成二十九年二月十四日

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同条第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体
にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体に
あつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、平成二十九年二月二十八日から四月以内に東京都
産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八
番一号）に到着するように提出してください。

平成二十九年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

高尾パークハイツ

二 店舗所在地
八王子市初沢町千二百二十七番地
の四

三 設置者名

株式会社ダイエーほか二十七名

四 設置者住所

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁
目一番一ほか

五 変更を行った設置
者名

株式会社ダイエーほか

所
四四〇号（リゾートホーム株式会
社）ほか

七 変更後の設置者住
所
千葉県市川市八幡二丁目五番八
一〇五（リゾートホーム株式会
社）ほか

八 変更前の設置者の
代表者名
高木 邦夫（株式会社ダイエー）
ほか

九 変更後の設置者の
代表者名
近澤 靖英（株式会社ダイエー）
ほか

十 変更前の小売業者
の氏名又は名称
株式会社ダイエーほか十八名

十一 変更後の小売業
者の氏名又は名
称
株式会社ダイエーほか十七名

十二 変更を行った小
売業者の氏名又
は名称
株式会社ダイエーほか二名

十三 変更前の小売業
者の住所
八王子市高尾町千五百八十六番地
（有限会社アズマ写真店）ほか

十四 変更後の小売業
者の住所
八王子市初沢町千二百二十七番地
の四一F（有限会社アズマ写真
店）ほか

十五 変更前の小売業
者の代表者名
高木 邦夫（株式会社ダイエー）
ほか

十六 変更後の小売業
者の代表者名
近澤 靖英（株式会社ダイエー）
ほか

十七 変更日
平成二十八年十二月二十四日ほか

十八 届出日
平成二十九年二月九日

十九 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業
振興課（新宿区西新宿二丁目八番
一号）

二十 縦覧期間
平成二十九年二月二十八日から同
年六月二十八日まで。ただし、東
京都の休日に関する条例（平成元

年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六條第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同條第三項において準用する法第五條第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八條第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年二月二十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十九年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 高尾パークハイツ
- 二 店舗所在地 八王子市初沢町千二百二十七番地の四
- 三 設置者名 株式会社ダイエーほか二十七名
- 四 設置者住所 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一
- 五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 店舗東側ほか 七十五台

六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗東側ほか 六十一台

七 変更前の開店時刻 午前十時。ただし、年間六十日に限り午前九時

八 変更後の開店時刻 午前七時

九 変更前の来客が駐車場を利用することができるとの時間帯 午前九時三十分から午後十時三十分まで。ただし、年間六十日に限り午前八時三十分から午後十時三十分までほか

十 変更後の来客が駐車場を利用することができるとの時間帯 午前六時三十分から午後十時三十分まで

十一 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 四か所 店舗南東側ほか

十二 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 三か所 店舗南東側ほか

十三 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時三十分から午後十時まで

十四 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前三時から翌午前二時までほか

十五 変更日 平成二十九年三月一日ほか

十六 届出日 平成二十九年二月九日

十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十八 縦覧期間 平成二十九年二月二十八日から同年六月二十八日まで。ただし、東

京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十九 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第二項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見書の提出があつたので、同條第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十九年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 (仮称)八王子高尾商業施設計画
- 二 店舗所在地 八王子市東浅川町五百五十一
- 三 設置者名 大和ハウス工業株式会社
- 四 意見書
- ア 提出者及び住所 個人 八王子市在住
- イ 概要 計画地における商業施設南側の八王子幹線一級九号線(万葉けやき通り)を拡幅すること。
- ウ 収受日 平成二十九年二月九日
- 五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 六 縦覧期間 平成二十九年二月二十八日から同年三月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七
縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分ま
で。ただし、正午から午後一時までを
除く。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 七〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号

郵便番号
113-0001